

農業委員会だより

農地パトロールを実施します

農地法第30条に規定されている「農地の利用状況調査（農地パトロール）」は、農地の荒廃を防ぎ優良農地を守り、遊休農地および違反転用の実態把握のために実施するものです。調査のため、農地パトロール員が農地に立ち入る場合がありますが、ご理解とご協力をお願いします。



農地の適正な管理を怠ると、雑草の繁茂による病害虫の発生や鳥獣の巣になったりするなど、近隣の農業者や住民に迷惑となる恐れがあります。また、一旦荒廃が進むと耕作可能な状態へ復元するには多大な労力と費用が必要となります。農地の管理は、農地法において所有者の責務として規定されていますので、適正な管理をお願いします。

- ・農地パトロールの期間：8月～10月
- ・農地パトロール員：農業委員、農地利用最適化推進委員、町職員

※パトロール車両には黄色のステッカーを貼り、パトロール員は緑色の帽子を着用しています。

農地パトロール 実施中

「農地パトロールステッカー」

9月総会に提出する議案の申請締切日は9月1日(木)です。
お早めにご相談ください。

問 農業委員会事務局(農林水産課内) TEL 0240(23)5706

あなたのまちの 相談パートナー 人権擁護委員

法務大臣から人権擁護委員に委嘱された鈴木恵一委員、田村栄子委員、星秀美委員、渡邊由紀子委員、川合宏宣委員の5人で、地域の皆さんから人権に関する相談を受け問題解決のお手伝いと啓発活動を行っています。

問 住民課住民係
TEL 0240(34)0230

ニホンザル 追払い用花火を 配布します

町内でニホンザルによる農作物被害が増加していることを受け、ニホンザル追払い用花火を通年で配布しています。希望される人は農林水産課農林水産係までお越しください。※配布の際は、使用に関する同意書を記入していただきます。

問 農林水産課農林水産係
TEL 0240(34)0246

井戸水などの飲用水の 確保

町内に帰還し居住する人で、長期の避難生活により井戸や沢水が枯れて、使用できずに困っている人などを対象に、井戸の掘削を行います。

国の認定後に工事を行うため、着工までに半年以上の期間がかかりますので、帰還のための生活用水として、井戸水の使用を検討している人は、早めに相談してください。

また、上水道を使用していた人や、水道管が近くにあるなどの条件により、対象とならない場合があります。

問 住宅水道課上下水道係 TEL 0240(34)0231

ここからは広告です。



住んでいたいまち
住んでみたいまち

なかよく みんな えがおの
花咲くまち なみえ

町が行っている取組についてお知らせします。

みんなで ともに 乗り越えよう

特定復興再生拠点区域の準備宿泊に向けた、除染検証委員会 報告書が提出されました

6月6日(月)、浪江町除染検証委員会 塚田祥文委員長から、特定復興再生拠点区域の準備宿泊に向けた検証結果報告書『特定復興再生拠点区域の準備宿泊について』が、吉田数博町長へ提出されました。

報告書では、特定復興再生拠点区域の令和5年春の避難指示解除に向けて、「準備宿泊に伴う放射線被ばくのリスクは十分に低減していると考えられる。」と評価され、今後、準備宿泊実施に向けた対策や各体制を整えることなどを提言されました。



問 住民課除染環境係 TEL 0240(34)0228

苧宿地区で育苗施設建設の安全祈願祭

7月1日(金)、苧宿地区において、クボタアグリサービス株式会社が新設する育苗施設の安全祈願祭が行われました。

本施設は、受益面積300haの育苗施設で、令和5年春の操業を予定しており、町内における水稻の営農再開の拡大が見込まれます。

安全祈願祭では、堀尾和友取締役総務部長、吉田数博町長らが鍬入れを行い、玉串を奉納しました。

問 農林水産課農政係 TEL 0240(34)0245



町長鍬入れ

ここからは広告です。

